



こんなときはどうすればいいの？

法定後見

Q1 契約の取消し

認知症が進行している母親と2人暮らしです。何度か、日中私が働きに出ていて留守の間に高価な布団や着物を買っていました。騙されているのでは、と心配です。



お母様に成年後見人がいれば契約を取消すことができ、財産管理も任せられるので安心です。成年後見制度の利用を検討してみてください。

Q2 不動産処分

認知症がひどく老人ホームに入所している父がいます。父が住んでいた家を売りたいのですがどうしたらよいですか？



ご本人の生活費や入院・入所費の支払いのために必要なときは、成年後見制度を利用してご本人が住んでいた家などを処分することができます。ただし、成年後見制度は、本人のために財産管理・身上監護をする制度ですので、ただ単に不動産を現金化することが目的での制度利用はできません。まずは家庭裁判所に相談する必要があります。

Q3 市長申立

お年寄りが近所に独りで住んでいます。認知症がかなりひどいようですが、身寄りの人がいないようです。どうしたらいいのでしょうか？



法定後見の申立ては、四親等内の親族が行います。しかし、親族がいない、あるいは親族が拒否している等の事情がある場合には、市町村長が申立てを行いますので、成年後見制度の利用をふまえて、市区町村の福祉担当課へ問い合わせされるとよいでしょう。

Q4 後見人等の行為

後見人等には、おむつ交換や身の回りの世話などもしてもらえるのですか？



後見人等が行うのは、基本的には契約などの法律行為です。ご質問のようなお世話については、後見人等がヘルパーさんなどに依頼をして、サービスを実施してもらうことになります。

Q5 遺産分割協議

父が亡くなりました。遺産分割協議をしたいのですが、母は認知症で相続について理解できません。どうしたらよいのでしょうか？



成年後見制度を利用し、後見人がお母様に代わって遺産分割協議に加わるようになります。後見人は、ご本人のために法定相続分を確保しなければなりません。遺産分割については家庭裁判所の監督を受けることになります。また遺産分割が完了しても、後見は終了しないことに留意しなければなりません。

Q6 精神障がい

精神障がい者の後見人や保佐人となるときに、特に気をつけることはありますか？



精神福祉法によれば精神障がい者の後見人や保佐人は、医療保護入院について同意を求められたときはその必要性を慎重に判断することになります。またご本人が重大な他害行為を行ったときに適用される医療観察法においては、第1順位の保護者になりますので審判の手続きなどに関わることもあります。

Q7 知的障がい

知的障がいのある子供がいます。どのような後見制度の利用が考えられますか？



子供さんが成人すると、契約や金融機関の手続きのために、法定後見制度の利用が必要になると考えられます。親御さんが後見人になられたときには、万一来、親御さん自身が任意後見制度を利用することも考えられます。

Q8 保佐

認知症の父は、住んでいる家（父名義）が古くなって危ないので改築したいようです。ただ、父は普段の買い物は自分でできていますが、改築の契約などを一人でするのは難しいと思います。こういった状態でも成年後見制度は利用できるのでしょうか？



成年後見制度には判断能力によって3つのタイプがあります。「保佐」の場合、不動産の売買や増改築などの法律で定められた一定の行為を行うには保佐人の同意が必要ですので、保佐人が同意することによってお父様をサポートすることになります。同意を得ないで改築した場合は、本人または保佐人は取り消すことができます。また、家庭裁判所の審判によって、保佐人に代理権を付けることも可能です。



こんなときはどうすればいいの？

Q9 補助

一人暮らしの母に認知症の症状が始めました。まだ症状は軽いのですが、最近が高齢者を狙った悪質な業者も多いと聞くので被害に遭わないか心配です。



認知症が軽い場合でも成年後見制度は利用できます。「補助」の場合、本人の意向に沿って、特定の法律行為について、補助人に対する同意権や代理権の付与を家庭裁判所に申し立てます。日用品の購入については同意や取消しはできませんが、高額な商品の購入については同意や取消しをできるようにすることが可能です。

任意後見

Q10 移行型

将来認知症になったときには、一緒に暮らしている子どもに、年金の受け取りや医療費の支払いをしてもらいたいと思っています。どんな準備が必要でしょうか？



判断能力が十分にあるうちならば、将来に備えて、そのお子さんと任意後見契約を結ぶことができます。生前事務委任契約と一緒に結んでおけば、今からでも財産管理の支援をしてもらうことができます。

Q11 将来型

今は判断能力に問題はないので、将来型の任意後見契約を考えています。ただ、私の判断能力が衰えてきたときに、確実に受任者に連絡できるかどうか不安です。



任意後見契約と一緒に見守り契約を結んでおけば安心です。受任者と定期的な連絡や面接を行うことで、任意後見契約のスタート時期を決めてもらうことができます。コミュニケーションをとることで信頼関係も深まります。

Q12 死後事務委任

親しい身寄りがなく、自分が亡くなったときのことが心配です。各種支払いや葬儀、埋葬のことなど、誰に頼んでおけばよいのでしょうか？



任意後見契約と一緒に、死後事務委任契約を結ぶことができます。自分が亡くなったあと、どんなことをどんなふうにしてもらいたいのか、受任者とよく相談したうえで書面で契約しておきます。遺言書を書いて、相続について自分の意思を伝えることもできます。

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンターとは

日本行政書士会連合会が、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを設立しました。当法人では、制度や実務についての研修を行い、会員の資質の向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万一来、備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。所定の研修を終えた会員を、後見人・後見監督人などとして家庭裁判所に推薦しています。

主な事業

1. 成年後見人の養成・指導
2. 後見人候補者の推薦
3. 成年後見制度の普及活動



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワースオフィス10F
<http://www.cosmos-sc.or.jp>



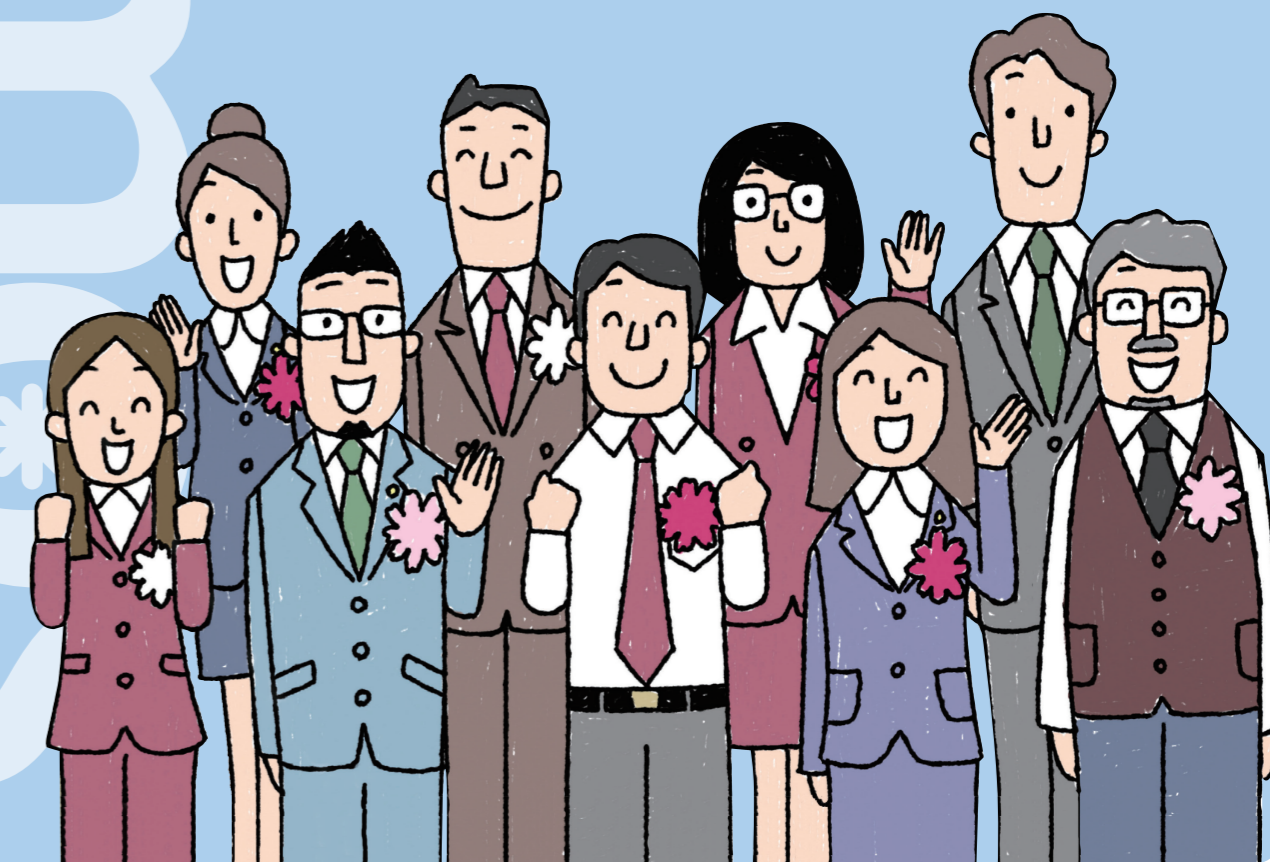
ユキマサくんは日本行政書士会連合会の公式マスコットキャラクターです。

一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター のご案内

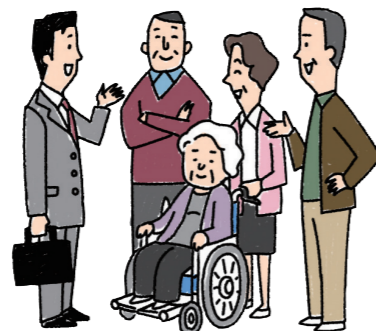
行政書士におまかせください

わたしたち行政書士は
成年後見制度をとおして、
日々の安心をお届けいたします。



成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々を支援する制度です。判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約などの法律行為や財産管理など、自分で行うことが困難になったり、悪徳商法の被害にあわないかと不安になったりすることがあります。このような方々の為に、代わりに契約をしたり、財産を管理したりして支えていきます。成年後見制度には、法定後見制度と、任意後見制度の2種類があります。



法定後見制度

既に判断能力が低下している場合に、家庭裁判所が適切な援助者（後見人・保佐人・補助人のいずれか）を選びます。選ばれた援助者が、本人に代わって、契約などの法律行為や財産管理など必要な支援をします。

任意後見制度

判断能力があるうちに、将来の代理人（任意後見受任者）を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。将来自分はどんな生活をしたいかなど、自分の将来を自分で決めることができます。

■成年後見制度一覧表

	判断能力	成年後見人等がすること
法定後見制度	後見 日常的に必要な買い物も自分ではできない状態の方	成年後見人は、本人に代わって、いろいろな契約を結んだり、財産を管理し（代理権）、もし本人に不利益となる契約や財産の処分などが行われた場合には、それを取り消すなどして（取消権）本人が日常生活に困らないよう支援をします。
	保佐 日常的に必要な買い物くらいは単独でできるが、自動車の売買や自宅の増改築などは自分ではできない状態の方	保佐人は、金銭の貸借や、不動産の売買など一定の重要な法律行為について、同意や、取り消しをして（同意権・取消権）、本人を支援します。本人の同意により、特定の法律行為について代理権が付与されたときは、本人に代わって契約を結ぶこともできます。
	補助 不動産の売買や自宅の増改築などは自分でもできるかもしれないが、本人のためには、誰かに代わってやってもらった方がいい程度の方	補助人は、本人の意向に沿って、重要な法律行為の一部について、同意や、取り消しをして（同意権・取消権）、本人を支援します。本人の同意により、特定の法律行為について代理権が付与されたときは、本人に代わって契約を結ぶこともできます。
任意後見制度	任意後見契約を結ぶ契約能力を備えている方	任意後見人は、本人と相談して予め結んでおいた任意後見契約の内容に基づき、本人を支援します。

※上記の法定後見制度における判断能力はあくまで目安です。調査・鑑定の結果に基づき家庭裁判所が判断します。

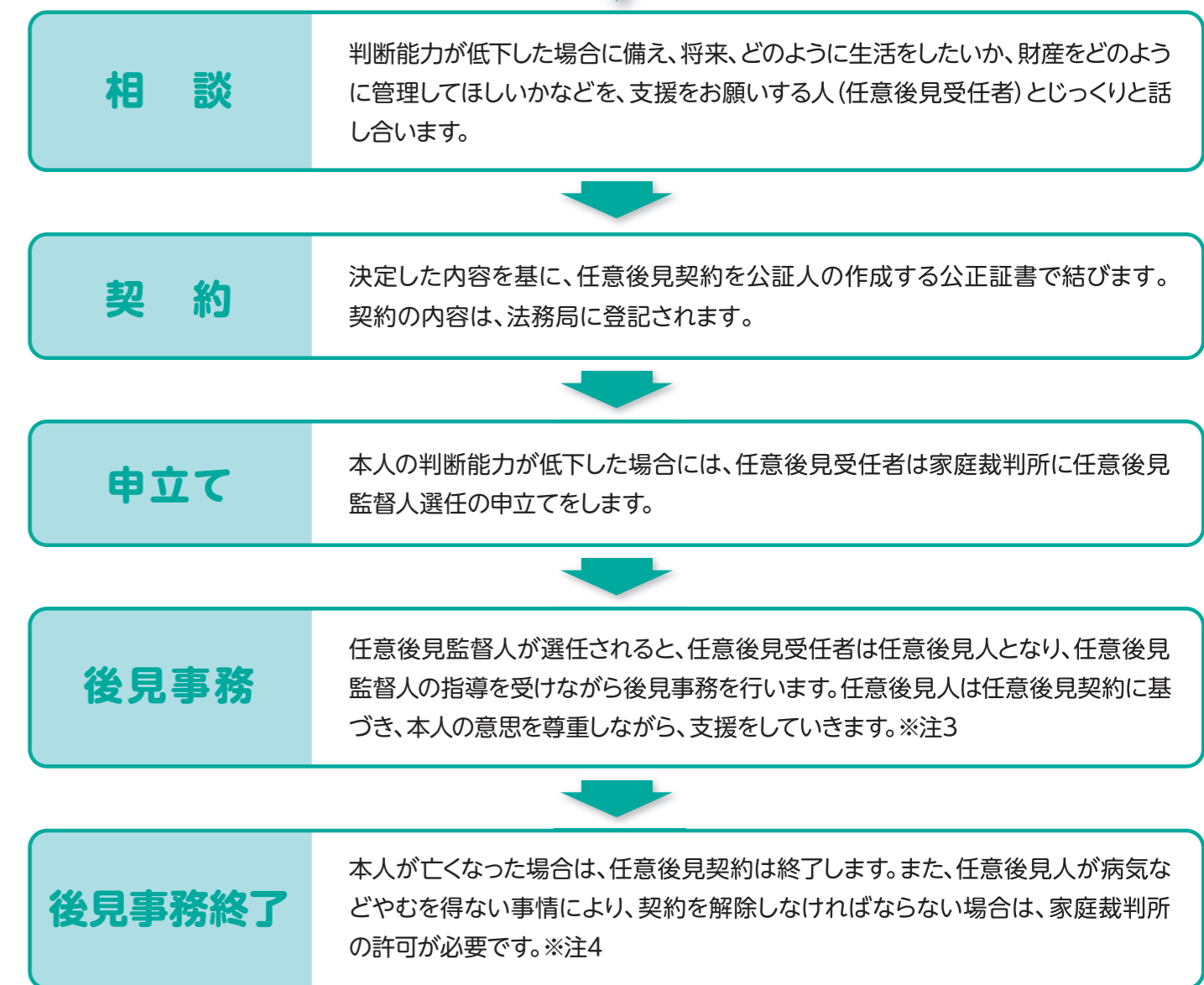
法定後見制度の流れ



※注1 申立ては、原則本人の住所地を管轄する家庭裁判所にて行います。申立てをできる人は、本人・配偶者・4親等内の親族等です。また、申立てをするには、申立書の他に、本人の戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、家庭裁判所所定の診断書や本人に関する各種資料等が必要です。後見人等候補者がいる場合には、候補者についての説明書なども必要です。申立てに必要な費用は、収入印紙・切手代で6千円～8千円程度です。この他に、医師による鑑定費用が必要になる場合もあります。

※注2 成年後見人等は、財産目録を家庭裁判所に提出するまでは、原則として後見事務をすることができません。

任意後見制度の流れ



※注3 任意後見人には、取消権はありません。本人が悪徳商法などに巻き込まれないように、日ごろから連絡を密にすることで、本人を保護していきます。

※注4 本人が亡くなった後、葬儀・埋葬や病院等の精算なども行ってもらいたい場合は、任意後見契約の特約として、任意後見人の業務に追加できます。また、財産の処分等に希望がある場合は、任意後見契約とともに遺言書を作成し、任意後見人を遺言執行者に指定しておくことでより安心です。

